

改正

平成28年3月25日告示第49号

平成29年3月27日告示第21号

平成30年3月30日告示第17号

平成31年3月20日告示第15号

令和2年3月27日告示第14号

令和3年3月26日告示第42号

令和4年3月28日告示第26号

新温泉町生ごみ自家処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量、再資源化の推進を図るため、生ごみ自家処理機を購入し設置した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ自家処理機」とは、家庭から発生する生ごみを一定期間堆積することにより堆肥化又は消滅させ、自家処理を可能とさせる機能を持つ生ごみ処理機又は生ごみ処理容器で市販されているもののうち、屋外設置型は内容量が100リットル以上のもの、屋内設置型は内容量が10リットル以上のもの、家庭用電気生ごみ処理機は1日の処理能力が1.0キログラム以上のものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、新温泉町に居住する者とする。ただし、本要綱に基づき補助金の交付を受けた者（過去において、町から同様の補助金の交付を受けた者を含む。）を除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助基準額の2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ自家処理機を適正に維持管理するとともに、堆肥化した生ごみを適正に自家処理しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ自家処理機購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入する生ごみ自家処理機の見積書
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、生ごみ自家処理機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、申請した生ごみ自家処理機を購入し、生ごみ自家処理機購入費補助金請求書（様式第3号）に領収書の写しを添付して町長に請求するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに、この告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月25日告示第49号）

この告示は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第21号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第15号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第14号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助基準額
屋外設置型	コンポスト容器購入費（補助対象限度額 10,000円） 1世帯につき1基まで
屋内設置型	EM生ごみ処理容器購入費（補助対象限度額 6,000円） 1世帯につき1基まで 家庭用電気生ごみ処理機購入費（補助対象限度額 50,000円） 1世帯につき1基まで